

Pursuing a Belated Justice: An Introduction on the Situation and the Tasks of Restorative Justice in Taiwan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/36785

遅れてきた正義を追い求めて —台湾における修復的司法の現状と課題¹—

呉 豪 人

はじめに

「修復的司法(restorative justice、以下ではRJと略す)」は、台湾ではしばしば「修復式正義」と訳されており、今日に至ってはこの「修復式正義」という用語がほぼ定訳として広く認められている。なるほど justice はもともと「司法(制度)」と「正義」という二通りの意味を含んでいる。しかし台湾では、その長きにわたる「国家なき国家」の運命を強いられてきているためか、台湾の人々は「外来政権主導」の、実定法上の意味での「司法」よりも、むしろ自然法的な「正義」への憧れのほうが強いようである。

修復的司法理論の台湾への導入の過程を見ると、最初に何人かの刑法学・犯罪学者による理論紹介がなされ、そしてそれにいち早く興味を示しかつ実践に移そうとしたのは市民社会ではなく国家機関の法務部(法務省相当)だった²。しかし、法務部の修復的司法に対する理解やその運用は非常に限定的なものであり、おもに少年犯、家庭内暴力や一般刑事犯罪に集約されるものにすぎない。つまりRJを刑事制度の「補強策」としてしか認識しないのが国家のRJ認識の特徴である。それに対して、市民社会における修復的司法についての論議や実践の動きは、つい最近になってようやく見られるようになり、また、そのRJ認識の内実は法務部のそれとは大いに趣を異にしている³。

1 本論文は、2013年3月8日に金沢大学で行った「輔仁大学・金沢大学学術交流・学生交換協定締結記念法学類特別講演会」の著者の同テーマの講演原稿を大幅に加筆修正したものである。

2 台湾の法務部が執り行っている修復的司法の諸政策は、下記の法務部のウェブサイトを参照されたい。<http://www.moj.gov.tw/public/Attachment/010811132190.doc>

3 市民社会の修復的司法にかかわる論説と活動は、「修復式正義連線」のウェブサイト

「修復的司法」が「修復式正義」と訳されたことには理由がある。それはもっぱら台湾の戦後史に由来するものである。1949年から1987年にかけて、台湾では世界記録を破るほど、実に38年間にもわたる長い戒厳令が敷かれたが、その戒厳令下の台湾では、実に多くの不義が行われたのだ。たとえば228大虐殺や白色テロル、一般市民が軍事審判にかけられた数が数万件以上にのぼったこと、憲法に掲げられた基本権が「動員勘乱時期臨時条款」という超法的行政命令によって凍結されたこと、一党独裁が戒厳令解除後も2000年まで続いたこと、などが挙げられる。90年代の後半になってようやく民主化の動きが進んだが、かつての歴史的な不義をいかに処理すべきかという難問は依然として未解決のままである⁴。要するに台湾では、司法改革の重要性もさることながら、もっとも国民の関心を集めたのはやはり独裁時期に起きたもろもろの不義（政治的、法的、文化的、経済的不義）の修復にほかならないのである。したがってRJが台湾で「修復的司法」ではなく、「修復式正義」と訳されたのは、むしろ自然な流れであった。

のみならず、「修復式正義」と根底的に似通っているもうひとつの「転型的正義 (transitional justice)」——これまで南アフリカや東ドイツ、南米などの民主転換期に起きた歴史的な不義への清算の実践を指す——が、「修復式正義」とともに台湾国民のこれまで受けた被害とトラウマを癒すためのキー・ワードとなったことも、決して偶然ではない。

一 「修復的司法」と「転型的正義」

「転型的正義 (transitional justice、以下はTJと略す)」という概念は、日本で

参照されたい。 <http://rjonline333.pixnet.net/blog>

4 戦後台湾の歴史については、若林正文『台湾——分裂国家と民主化』（東京大学出版会、1992年）、および同氏の『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史』（東京大学出版会、2008年）を見よ。

はあまり知られていないようだが、私見によれば、それを「政治的RJ」と表現しても大過ないだろう。政治学者の呉乃徳の定義によれば、TJは：

「独裁的、集権の政権から民主的政権へと政治的転換を成し遂げたすべての新興的民主国家が直面せざるを得ない難題である。かつての人権蹂躪、自由や生命に対する剥奪、人道に反する罪刑を犯した加害者たちへの処遇や、被害者に与える賠償と癒しをいかなる方法で執り行うのがその問題となる。しかもTJの最終的目的は報復にあらずして、こうした悲劇を『二度と起こさせない』(never again) ことにある。歴史の真相を明らかにすること、加害者を懺悔させること、被害者を癒すこと、末代までその教訓を忘れさせないこと。そしてなによりTJの実践によって国家、社会の分裂対立を避けることにある。」⁶

つまり、TJとRJは限りなく似通った一対の概念として理解されたのである⁷。その当事者はともに被害者、加害者そしてコミュニティであり、懲罰は第一義的なものではない。応報主義と国家司法の維持もまた、「真相の探求、

5 筆者に対する、早稲田大学政経学部梅森直之教授の教示によれば、「戦前の日本でなされたさまざまな不正を、戦後 transitional justice の名の下に再検討、再評価することは当然行われてよいはずである。具体的にいえば、1970年代の大逆事件の再審請求運動は、まだ transitional justice という言葉こそなかったものの、本質は同じ運動であった。しかしその運動も、いわば門前払いされて終息し、その後目立った運動もおこったためしがない。」梅森教授が挙げた例は日本国内におけるTJをさすものだが、アジア全体から見れば日本の戦争責任を追求することもTJの一環であろう。

6 呉乃徳〈轉型正義與歴史記憶：台灣民主化的未竟之業〉、《思想季刊》、台北、2006年、2：1-34。原文は中国語。台湾でTJについての最初の紹介はRuti G. Teitel, «Transitional Justice» Oxford University Press 2000の中国語訳(『變遷中的正義』鄭純宜譯、商周出版、2001、台北)によるものであった。呉乃徳氏はこれを「轉型正義」と訳しなおした。

7 RJの典型的定義は、ハワード・ゼア『修復的司法とは何か——応報から関係修復へ』監訳＝西村春夫、細井洋子、高橋則夫(新泉社、2003年)を参照。

加害者の悔悟と謝罪、被害者のニーズの満足、そして三者間における和解と癒し」に取って代わられた。もちろん、詳しく検証すれば、両者それぞれが置く重点は異なることが明かである。大雑把にいうと、TJはRJ理論の政治的実践にすぎず、RJはTJの上位概念であるとすらいえるかもしれない。そうなる論理的には、TJの信者は必ずやRJの信者であるが、RJの信者が必ずTJの信者であるとはかぎらない。

一つ皮肉な例を挙げてみよう。前述したとおり、台湾においては政府側——法務部がその代表——がかなり早い段階でRJを進めてきており、社会の雰囲気としてもそれを歓迎している⁸ようだが、政府側や社会一般の考えるRJには絶対的な例外がある。それは「残虐な殺人をした」死刑囚のことである。死刑という例外は、まさにRJにおける例外状態であり、真相の探求、加害者と被害者の対話、謝罪、和解、更生もしくは癒しなどが、死刑の文脈では悉く排除され、適用を認められない。このような「極悪人に対する妥協のない応報主義的主張」は、RJへのアンチ・テーゼであるのみならず、本来ならばTJにおいてももっとも慎むべきやり方であるはずなのに、法務部や台湾社会一般の世論は、極悪人たる死刑囚への対処ならRJもTJも全く役に立たないものとして、ひたすら「処刑」を擁護する⁹。しかし奇妙なことに、一個人としての（しかもすでに逮捕されて抵抗することのできない）「巨悪」を許さない、という信念は、政治的巨悪¹⁰、すなわち過去の独裁政権やその支持者たち（特に現在になってもなお政治的に有力な輩）には矛先を向けようとしな

現実には、政治的、経済的そしてエスニックな原因が錯綜しているため、TJ

8 日本のそれとは正反対のように見える。日本政府や社会がRJに対してかなり消極的であることについては、日本のRJ推進の代表団体「共生と修復研究会」の機関誌「共生と修復」季刊を参照されたい。

9 2006年のアンケート調査では、台湾で死刑廃止に反対する者は76%にのぼる。台湾死刑廃止推進連盟「2010年台湾死刑報告」<http://www.taedp.org.tw/story/1916>をみよ。

10 アルゼンチン軍政府を「radical evil」と呼ぶニーノ氏の巨著を想起されたい。Nino, Carlos Santiago. 1996. *Radical Evil on Trial*. Yale University Press.

が台湾では徹底的に果たされたとはいえない。また、いつになって果たされるのかも確かではない。だから民主化以後二十余年が経っても、台湾政府はかつて独裁政権下の被害者のニーズに金銭的補償のみをあてがい、加害者の責任と歴史的真相を不問にしている¹¹。国民たちもそれを容認したようである。すると、台湾での RJ や TJ に対する認識はかなり特異なものとして取れる——あえて偽善的な認識、誤った認識という用語を避けたいのだが、ある意味では「長いものに巻かれろ」という前近代性を脱していないことはたしかであろう。それはなぜだろうか。

そのパラドックスを真正面から問いただすのが台湾の民主運動＝市民運動に携わる人たちである。彼らは、90年代における TJ への執着から、再び RJ へと着目しつつある。そして死刑存廃の論争がその契機となったのである。

すでに触れたように、台湾の世論は日本のそれと同じく概ね死刑賛成に傾いている。つまり「極悪人」に容赦はいらぬという応報主義的心理が世論の深層に働いている。だが連続殺人犯はヒトラーや蒋介石に比べて果たして「極悪人」といえようか、という疑問を、死刑廃止派は発する。すなわち、「radical evil」を許して「banal evil」¹²を許さないとはおかしい論理だ、という疑問である。くわえて法務部は、RJ を唱えつつも一向に死刑の求刑や死刑囚の執行をやめようとしなから、論理的な矛盾をきたしている。そのため、近年修復的司法の提唱者とはもはや政府側の法務部には独占されえず、主として台湾社会中の死刑廃止論者によって代表されつつあるようになっている。これは偶然ではなくむしろ自然な帰結である。台湾の死刑廃止論者は、カトリック信者の一部を除けば、ほとんどが TJ の提唱者であり、民主派、環境保護派そして人権派でも

11 1995年に制定された「228事件の処理と補償条例」や1998年の「白色テロル時期不当叛乱及び匪諜審判案件補償条例」を見れば分かるように、この二つの条例はいずれも「賠償＝不法」ではなく「補償＝政治的不当、あるいは『不幸』」という位置づけをしている。つまり国が言わんとしていることは「加害者の不在」である。

12 ハンナ・アーレント『イェルサレムのアイヒマン』(Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil, 1963)を想起されたい。

あるからである¹³。ゆえに死刑廃止論者によって提唱された台湾のRJ運動には、法務部の「応報主義的司法制度を補完するためのRJ政策に、正面きっての反論はしないものの、RJのあるべき姿を論究し深めることによってその有限性と偽善性を暴こうとする極めて特殊な性質がみられるのである。

彼らの努力によって、台湾でのRJやTJに対する認識は徐々に一体化し、理論的にも実践的にも相互補完するものとなりつつある。彼らが死刑廃止= RJを唱えるたびに、必ず出てくる反論がある。「死刑廃止= RJは立派な人権思想だが、所詮舶来品の考え方にすぎない。台湾の国情にはそぐわない根無し草みたいな机上の空論だ」という反論である。この文脈に則るならならTJもまた似たようなものに違いない。しかし果たしてRJもTJも純然たる舶来思想なのだろうか。

二 臨時台湾旧慣調査会第一部『番族慣習調査報告』から見た台湾先住民族のRJ観

台湾におけるRJ擁護のもうひとつの理由として、先住民族の存在ということが挙げられる。そもそも70年代以後のRJの世界的な広まりには、自然法論の復興によるキリスト教教義の再解釈¹⁴と、先住民族の修復的法文化・法慣行から受けた示唆という二本柱の存在がある。台湾のキリスト教(新教)信者は人口比例的にはごくわずかであるが、近代性(特に啓蒙諸価値)に対する認識は、

13 このことについては、前掲台湾死刑廃止連盟に名を連ねた者を見ればすぐ分かる。そのほとんどがRJの支持者であり、TJの推進者でもある。ちなみに台湾の死刑廃止運動は「台湾廢除死刑推動連盟(TAEDP)」がその主力組織である。その死刑廃止理念と修復的司法の理念との関係については、当組織のホームページを見よ。<http://www.taedp.org.tw/taxonomy/term/227>

14 たとえばAlbert Eglashが1958年の諸論文で提案した「創造的賠償」("creative restitution")。榎村志郎「修復的正義の概念のキリスト教的起源—1950年代のドイツおよびアメリカの思想と実践を背景に」2011年台湾修復式正義国際学会報告論文を参照。

人口の大多数を占める仏教や伝統宗教の信者のそれをはるかに超えていた。民主化のあらゆる面において、つねにキリスト教信者の姿がみられている。だがそれでもなお、キリスト教の教義は多くの国民にとって馴染みがなく、国民たちに応報主義的思想をやめさせるには力不足である。だが、台湾には 50 万人、14 族¹⁵もの先住民族が存在している。しかも彼らの法文化・法慣行がいたって修復的であることは、戦前の台湾総督府の『蕃族慣習調査報告』によってすでに明らかにされているのである¹⁶。

この、法人類学の大著といえる臨時台湾旧慣調査会第一部『蕃族慣習調査報告』(全五巻八冊)を通読したところ、部族を問わず共通している点は二つある。すなわち：

1. なるべく身体刑（とくに死刑）を使わずして財産刑（贖財）を多用すること、
2. 連座制度が見当たらないこと、である

その理由としては、応報主義無用論と、同族相食むことへのタブー視が挙げられている。たとえば、

「古代ハ不法行為ニ對スル制裁嚴ニシテ族衆及被害者ハ加害者ニ對シ毆打、執縛、放逐、殺死等ノ私刑ヲ行イタリシカ現時ハ概シテ贖財ノ方法ニヨリ解

15 14 族というのは台湾の法律で認められた、いわば「法定先住民族」のことである。実際には、国連の（経済社会理事会人権小委員会から委嘱され、Jose Martinez Kovo がまとめた working definition として定着した）先住民定義（先住性、歴史的連続性、文化的独自性、被支配性そして独自のアイデンティティ）に符合する、その他の国家未承認の先住民族が多々ある。国の承認を獲得するため、現在抗争中。Kovo の特別報告書は、E/CN4/Sub.2/1986/7/Add.4、および田中宏「二風谷ダム訴訟判決」国際人権法学会『国際人権』8号 65-69 頁（1997）をみよ。

16 台湾総督府臨時台湾旧慣調査会は 1913 - 1922 年の間に、『蕃族調査報告書』『蕃族慣習調査報告書』『台湾蕃族慣習研究』を続々と出版した。そのいずれにも台湾先住民の「修復的」法慣行が随所見られる。

決ス」

「不法行為ノ責任者ハ犯罪者本人ニ限り之ニ對スル私刑ヲ其父母兄弟等ニ及ホスコトナシ然レトモ之カ為メニ贖財ヲ課セラル々場合ニハ其家産ニヨリ支弁ス」

「蓋シ血ヲ以テ血ニ報ヒ骨ヲ以テ骨ニ報ユルハ彼ラ古代ノ祖先カ理想トシタル所ナルヘシト雖モ（中略）報復者ニ對シ更ニ報復スヘク其争鬪終極スル所ナク果テハ同族相屠リ子遺ナキニ至ルヘシ」¹⁷

「殺害ハ故意ト過失トヲ論セス加害者ト被害者ノ兩姓間ニ仇敵關係ヲ發生ス然レトモ古來同族相殺傷スルコトヲ禁忌スルヲ以テ此場合ニモ有力者ノ仲裁ニ頼リ加害者ヨリ贖財ヲ提供シテ結局スルヲ常トス」¹⁸

調査書の出版年は1915年で、つまり「現時」とは1910年代を指すから、少なくとも百年前から、台湾の先住民族はすでに機械論的な応報主義を放棄していた、と推論しても過言ではなかろう。ちなみにここでの「私刑」というのは、無論、法律を独占した植民者（台湾総督府）の観点によるものであり、先住民から見れば立派な「公刑」にはほかならない。

また、「野蛮な」プユマ族に「追放、絶交、私刑、死刑等ノ例無シ」という調査結果に対して、回答に窮した「文明なる」台湾総督府の調査員は、次のような強引な説明を余儀なくされた。

「本族番民ハ肥沃ノ原野ニ散在シ土地食料豊富ニシテ生活安易ナルタメ文明国カソレ等ノ困難ヨリ生スル幾多ノ犯罪ニ苦シムカ如キコトナシ」¹⁹

もうひとつの例を挙げると、調査の中でも特筆すべきことは、パイワン族と

17 台湾総督府臨時台湾旧慣調査会第一部『番族慣習調査報告』第一卷タイヤル族。

18 同前掲報告第三卷サイセット族。

19 同前掲報告第二卷プユマ族。

いう先住民族の言語には「悪」という概念があるのみで「罪」という概念が見当たらない（ゆえに死刑もない）、という現象であろう。この発見は、当時の番族慣習調査会の面々をかなり驚愕させたらしい。

「本族ニ於テモ（中略）未タ此罪又ハ罰ニ相当スル語ヲ有セス例ヘハらぶる、ぶつる、ばいわぬ諸番ニ於テ『ナクヤ』ハ『ナゴワク』ノ反対ニシテ不善、不好、不美、不吉ノ何レニモ通用スヘク即我国ノ『あし』ニ當ルモ「つみ」ニ當ラス。又『バザリユー』ハ人ノ行為ニ付テノミ言フモ此ハ罪ト云フヨリモ寧ロ過誤ト訳スヘキモノタリ。又『ターブン』及ヒ『トコジ』ハ賠償ノ意義ヲ有シ以テ財産罰ヲ表シ得ヘキモ其他ノ折檻、追放等ノ諸罰ヲ包含スルコトヲ得サルガ如シ」

「本族ニ於テハ体罰ト称スヘキモノハ故ラニ犯人ノ肢体ヲ傷害スル等ノコトナシ。唯 摔髮殴打（中略）又ハ踏蹴ヲ為スコトアルニ止マル。此ハ父母ガ其子女ニ對シテ行フ折檻ト其方法ヲ同クス」²⁰

「文明人」からみれば「万死に値する」犯罪には「ホモ・サケル＝死刑囚」が必要とされるが、先住民族の慣習法では、あくまで謝罪・蟄居・贖財・和解のための共食によって犯罪者及び社会全体の罪を「祓い流す」ことによってそれらが解消される。

同じく死刑のないツォー族についても、おもしろい記載がある。

「本族ニ於テ何カ人ニウラム所アル者ハ平素忍デ之レヲ言行ニ現ハサズ宴会ノ時ニ之ヲ発露シ相手ヲ罵詈シ相手ガ之ニ服スレバ則止ム若シ抗辯スル時ハ起テ之ヲ打擲ス此場合相手ガ抗敵スザレバ之ニ對シテ和解ヲ申込ム相手ガ

20 同前掲報告第五卷ノ四パイワヌ族。

之ヲ諾スレバ双方互ニ腹蔵ナク過去ノ行掛リヲ吐露シ弁解スベキハ弁解シ謝罪スベキハ謝罪シ後互ニ一切此等ノ行掛リヲ忘レテ相和親スベキ旨ヲ述ベ酒ヲ酌デ合飲ス」²¹

このように、台湾先住民の慣習法は、まさに現代のRJそのものだ、という結論に達しうるだろう。しかもこうした慣習法は、近代国家との出会い以降、継続的に同化を強要されてきたにもかかわらず、先住民族の社会において、今日に至っても生ける法としてほとんど変わらず残っている。これには、共同体（コミュニティ）が果たしている役割が大きい。人類学者山路勝彦は次のように説明している。

「タイヤル族は……一人の犯罪であっても全ガガの人は同罪……セディック族でも『（一人が罪を犯すと）村人全部が罪人になる』……犯罪者も他の村人も同じ生活環境で暮らしてきた以上、特定個人のみを処罰の対象とせず、犯罪行為を出した社会そのものの責任を問い求めようとする事実こそ重要である。違反行為は世界秩序へ深い亀裂をもたらす。それがひとたび発生すると、人々は今まであったオットフ（神）との均衡状態を取り戻そうと努力する……犯罪とは特定個人の処罰に終始する事柄ではなかった。それは全体的秩序に関わる事柄であり、犯罪を生み出した社会全体の責任が問われていたのであった。」²²

実は、台湾の法務部のRJ推進は、その根拠としてしばしば台湾先住民族の法慣習を挙げているものの、先住民族の存在にかかわるRJ伝統の深さや重さを法務部はわかっていない。それだから躊躇うことなく死刑を再開したと同時

21 同前掲報告第四巻ツォー族。

22 山路勝彦『台湾タイヤル族の100年：漂流する伝統、蛇行する近代、脱植民地化への道のり』（風響社、2011年）113 - 114頁。

に、ニュージーランドのFGC²³をみてすぐ先住民族の村にそれを試行しようとしたほど浅はかである。にもかかわらず、台湾先住民族のいにしへの知恵が、舶来思想でないことは不動の事実だろう。しかし、台湾先住民族のRJ伝統が持つ深さや重さは、それだけではない。

三 TJ—RJ—死刑廃止—先住民の復権—新しい共同体への想像

台湾島に生活を営む各々の「エスニック・グループ」——特に多数民族の漢民族（河洛、客家及び1949年に中国から亡命してきた人々）は、それぞれの歴史において、加害者と被害者の役柄を同時に演じてきた経験を持つ。しかし台湾の歴史において、一度も加害者となることなく、「永遠の被害者」なるものが存在する。それはとりもなおさず先住民族である。また、先住民族が受けた迫害は、前近代の歴史を別にして、少なくとも最初の近代国民国家——日本との出会いから、延々と今日まで続いているため、先住民族の復権という課題は正真正銘のTJ問題でもある。さらに彼らの法慣行に秘められた法意識——たとえば財産権に関する集団的総有概念や修復的司法の精神などは、いずれも、行き過ぎた資本主義や応報的司法システムを治癒する力を持っている。結論から言えば、応報主義的死刑に固執する漢人と、修復的精神の持ち主の先住民族と、どちらが野蛮で、どちらが文明的なのか、ということについてはもはや論議する必要がなさそう²⁴だが、問題は、どちらがTJ—RJの真の実践によって歴

23 Family Group Conferencing. これをもとに、ニュージーランドのRJ立法はChildren, Young Persons and Their Families Act (1989), Court-Referred Restorative Justice Conference (2001) Sentencing Act (2002) などがある。藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』（中央大学出版部、2004年）をみよ。しかし滑稽なことに法務部は、台湾にはもともと先住民族のRJがあることも知らず、ニュージーランドのそれを台湾の先住民族集落に当てはめようとしている。

24 そして、奇しくも台湾の本格的な反死刑運動の発端は、1985年に起きた、漢民族の雇い主に酷使された阿里山の先住民（ツォ族）少年湯英伸がその雇い主一家を殺して死刑執行された事件にさかのぼれる。

史的な不義を修復し、社会、国家ないし国際社会に癒しと平和をもたらさうかである。

では、以上のテーゼをカント風の推論で展開して見よう。

被害者もまた、同時に加害者。屈辱と損害を受けた者が、同時に血眼になって他人に損傷を与える。自覚があろうと、なかろうと。見るからにパラドキシカルな命題ではあるが、これこそが、あらゆる人権擁護の運動に見られる真の盲点であり、アキレス腱である。人類は、その歴史において、この定理にも似た不可思議な行いを絶えることなく演じ、人権の着実な結実を阻害してきた。

人権とはカントの言う道徳の自由の如く、「天賦に非ずば、これを与え、権利に非ずば、これを勝得る」ものである。中心部/周縁部の図式は、周縁が中心部を打ち破り、新たな中心部を興して、それ以前の中心部を周縁とすることを勧めるものではない。周縁自身が倫理の優越性を得ることはできない。圧迫され、欺かれ、殖民支配を受けたなどという被害者の経験と記憶自身は、何ら倫理上の価値を有しない²⁵。但し、特定の民族のこれら苦難の記憶が確固たる動機と実践に転換された時、即ち、他の民族が同様の苦難、凌侮を受けないように保護を与えんとする強い動機と実践に変わる時においてのみ、初めて真の意味での倫理上の価値が生ずる。そうなるこそ、上述する不可思議な事態を避けることができ、中心部/周縁の論証の循環もまた、終止符が打たれる。

法社会学者である棚瀬孝雄氏は、権利の構想は「暴力に対する認識」に始ま

25 「周縁部は周縁性自体に倫理的優越を求めることはできない。圧迫され、搾取され、無視されたという被害者経験、被殖民の記憶などは、倫理的価値はない。」マサオ・ミヨシ『オフ・センター：日米摩擦の権力・文化構造』（佐復秀樹訳、平凡社、1992年）8頁をみよ。

ると指摘する²⁶。たとえば人種差別の現場において、最も目に付くのは、往々にして暴力によって支配された空間である。だがしかし、暴力による支配は多くの場合、常に隠匿され、明かにされない。かつ、狡猾な詭弁とレトリックに満ちている。そのため、「暴力の存在」という事実を指摘し、立証してこそ、権利を生み出す初めの一步となる。我々が暴力の存在を認識し、かかる社会の事実を指摘してこそ、初めて「権利の主張／暴力による支配の拒絶」の正当性を同時に達成することができる。

時に、暴力による支配は、「既存の権利」の形態で出現する。即ち、かかる形態を借りて、自己の他者に対する圧迫を掩蔽し、虚飾する。だが、一旦指摘と質疑を受ければ、対抗性を具える新しい権利が出現する。例えば、資本家が個人の所有権の絶対性を宣告し、長期に亘りこれを唱えようと、労働者はその本質が搾取にあると暴く。ここから「社会権」と称する新たな権利意識が発生する。

当然のことながら、比較的前衛的な権利意識（例えば同性愛者の結婚権）が、コミュニティーの一部となり得るか、もしくは少なくとも「社会」の共鳴を得られるか否か、この点が当該権利を確立させるキーポイントとなる。逆に、権利の意識が凝集したら、コミュニティーの凝集を促進することにはならないのだろうか。だが、たとえ最も楽観的な肯定論者であろうと、このような仮説の可能性として、必須の前提があることを認めざるを得ない。即ち、十分に保障された対話／コミュニケーションのルートである。対話とコミュニケーションがあつてこそ、共通の認識と包容が生まれる。この共通の認識と包容こそ、正にコミュニティー内部における欠くことのできない要素である。

以上棚瀬の論議をまとめると、このように言えるかもしれない。即ち、民主、平等、人権を価値の基本とする現代のコミュニティー——現代の民主国家——は、少なくとも幾つかの要件に適合しなければならない。手順から言うと下記の通りである。

26 棚瀬孝雄『権利の言説——共同体に生きる自由の法』(勁草書房、2002年) 29-48頁。

1. 暴力の認識。
2. 暴力の否定。
3. 対等なコミュニケーションの進行。
4. 社会共通の認識の獲得。
5. 排除された他者の権利の回復と、その参加。

政治家もまた、国際的な人権の基準を受け入れ、「人権立国」との声を大にしようとしている今日の台湾において、形式上は「暴力=排他」と「権利=参与」の二元対立構造が言説されており、かかる言説が最も正当性を有するものであるかのように取り沙汰されている。だが、具体的な実践面において見られるのは、取るに足りない成績表だけである。ここから分かるように、上述する言説が十分に理解されていないことは明らかだ。これは、台湾島に生活を営む各々の「族群（エスニック・グループ）」²⁷が、それぞれの歴史において、加害者と被害者の役柄を同時に演じてきた経験を持つからだ。このため、「暴力の認識⇒旧暴力の否定（他人からの侵害の否定）⇒新たな暴力の承認（自己の権利を勝ちとる。そのためには、他人の人権、利益を侵害してもかまわない）」という無益かつ不毛なトートロジーに慣れきっているといえる。皆が、自己の有する被害者意識から抜け出すことができず、そのため自己のなす暴力という行為を見極める余力をなくしている。ところが、自己の暴力を徹底して認識できないからこそ、他人が己に加える暴力を徹底して認識できないでいる。したがって、またしても徹底して暴力を否定できなくなる。まして、コミュニケーションと対話、共通の認識と包容などは言うに及ばずのことであろう。

暴力の認識。それは簡単そうに思われがちだが実はその逆である。刑事訴訟の鉄則「立証責任を負わされる側は負け」の如く、被害者に被害者たる証拠を挙げさせることは極めて困難であるのみならず、時には再び被害を蒙らせるの

27 大まかに外省人（1949年以降に台湾に移住した中国人）、河洛人（福建出身の台湾漢民族）、客家人（広東出身の台湾漢民族）と原住民をいう。

と同然である。それでも歴史的不正義を正すためには努力するほかない。そして、最も重要なことは史実に対する認識である。

ところで、台湾の歴史において、「永遠の被害者」であって、他の「族群」をして慙愧と羞恥の念を掻き立てるに十分な「族群」が、例として挙げられるであろうか。

当然、存在する。すなわち、台湾の先住民族だ。

そして、台湾はそれまでのポスト・コロニアルな、ゆえに歪んだ加害者・被害者・共同体関係を修復するためには、まず台湾の先住民族の TJ を果たすことが先決である。きわめて困難な仕事だろうが、大変幸いなことに、それを成し遂げる道案内は、実は我々の手にある。それはとりもなおさず先住民族の伝統的な RJ の知恵にほかならない。

以上の論証により、TJ—RJ—死刑廃止—先住民の復権—新しい共同体への想像（多民族共生的独立国家を目指す）という図式は、今現在台湾の市民社会における修復的司法運動のあるべき姿であることはほぼ間違いない。これは一見したところ、欧米や日本の RJ とは大分異なる様相を呈しているが、台湾の「国家なき国家」「被殖民また被殖民」という歴史的連続性、及び人権蹂躪の常習犯中国に飲み込まれる危機感が生み出した心理的焦慮を考えてみれば、その紆余曲折の様相もさほど不思議なものではない。このような過去の不義と、将来への不安とがつながる論理的な理由としては、不義を生み出す諸要素がいまだ根強く残存していることと、それによって繰り返し不義が再生産される可能性が高い、という危惧であろう。いずれにせよ、台湾における修復的司法・正義の展開は、単なる地域社会レベルの和解・共生や司法システムの補助手段としてでは、もはやその目的を説明しきれない。それは、全国的規模における歴史的ルサンチマンを打ち消すため、共通する正義を回復するため、そして未来に向かって平和と共生の暮らしができる新しい共同体を築くための最善策として期待されたものにほかならない。正直に言わせてもらうなら、それは雄大な夢であり、雄大な夢だからこそ成功する確率はきわめて低い。またそれがゆえ

に修復的司法の真の理想に一番近いものといえるかもしれない。

だがしかし、近年、台湾の人権状況が急速に悪化しているため、いよいよこの夢の実現が遅れ、夢のまた夢となる可能性も高くなりつつあるのである。

四 不義の再現：台湾人権状況の全面後退とその論理

2010年4月30日、台湾政府の法務部部長（法務大臣）曾勇夫氏が、就任して一ヶ月も経たないうちに、それまで4年3ヶ月にわたり停止状態にあった死刑の執行を再開した。銃殺された死刑囚は張俊宏、洪晨耀、柯世銘、張文蔚の四名である²⁸。この一件は、2008年5月の民進党から国民党への政権交替以来、頻繁に起きた諸々の人権退行現象の中の、最も象徴的な出来事といえよう。現政権の馬英九総統は、総統選挙に立候補した時に提出した「人権政策白書」の中で、当時の陳水扁総統の「人権立国」という政治的スローガンを超えるべくして「人権治国」を打ち出し、国際人権諸規約の全面的遵守を全国民の前に自ら誓約したし、当選後も、終始死刑反対の王清峰女史を法相に任命した。さらに2009年には、党主席として与党の国民党議員に指示を出し国会に「市民及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を批准させ、なおかつ規約を国内法化するために「二規約施行法」まで立法させた。また、前政権の死刑停止政策が引き継がれたため、欧州連合からも大いに評価されシェンゲンビザの台湾適用も獲得したほどであった。ここまで見ると、新政権の下では、台湾の人権のより一層の向上、ひいては死刑の廃止等は、もはや時間の問題であり、疑いの余地がないことと思われるだろうが、事実は全くその逆であった。

彼が就任して以来、台湾の人権状況の後退は甚だしい。しかもその例は枚挙に暇がない。主な事件だけを挙げると、たとえば2008年末、中国からの特使陳雲林氏を迎えるため、全警察力を動員して全国を戒厳に近い状態にし、デモ

28 死刑が再開されて以来、今日に至るまですでに11名の死刑囚が処刑された。

に参加した多くの市民、学生や大学教授を制圧、逮捕、起訴した。また、ダライ・ラマや天安門事件の亡命者たちの台湾訪問を拒絶し、ラビア・カーディルさんをテロリストとみてその入国を断った。未曾有の惨劇、モラク風災を口実に被災者の先住民族の強制移住を図り、高汚染産業特区を設けるために収穫直前の田んぼをブルドーザーで農民の目の前で取り壊し、「みせしめ」をためらわなかった²⁹。まるで白色テロル時代を彷彿させる光景であった。

しかも、この悪行の数々が行われている最中に、馬総統は、あの二つの国際人権規約を批准させ、施行法を可決させ、「規約に反する国内法を二年以内にすべて改正する」と公約し、ひいては総統府内に人権諮問委員会を設け、国連の国家人権報告の審査委員たちを台湾に招いて台湾国家人権報告書を審査させた。全く信じられないほど「左言右行」な人であり、しかも2012年の総統選挙では再選を果たすという頑強さをみせつけた。

では、なぜ馬政権にはこのような芸当ができるのだろうか。台湾を真の民主国家だと信じて疑わない人なら、この疑問は至極まっとうであるに違いないが、TJとRJの実践に対して、実のところ、ずっと消極的だった台湾においては、かかる「不義の巻き返し」現象はむしろ起こるべくして起こったものである。

不義の再現、あるいは「不義の巻き返し」という現象は、TJに挫いた旧東ヨーロッパ諸国ではよくみられる現象である。ロシア共産党が再び政権をとったのがその最たる例証であろうが、台湾の場合もそれに近い。かつて戒厳令時代において、台湾の国家により行われた不正義は、赤裸々な暴力（軍、警察、特務、マスメディアあるいは数十年間改選されない国民党の国会議員による立法、洗脳同然の国民教育など）といえるものであった。こうした不義はたしかに残酷だが、識別しやすい。ゆえに抵抗もしやすくなる。ところが、戒厳令が解除された後に起こった、いわゆる民主化運動の成功云々について考えてみると、そ

29 詳しくは、台湾の民主派学者たちが主幹をなした「台湾民主守護平台（台湾の民主を守るフラット）」のアンケート調査「人権侵害事件トップテン」<http://www.twdem.org/>をみよ。

れが獲得した成果は、参政権の中の「選挙権」のみであった。問題の核心は一党独裁時代の共犯構造（人的、社会的、経済的、文化的共犯構造）を一掃する、つまり TJ の実践であるはずなのに、それが全くもって行われなかった。

かつて不正義があった、という記憶は、国民が共有しているものであるが、では不正義を行ったのは正確に「誰」だったか、首謀者は誰だったか、共犯者は誰だったか、彼らは裁かれたか、謝罪はしたか。チェコスロヴァキアやドイツのような浄化法（*lustration law*）によって公職・教職追放されたか。不正義の内容はどのようなものであったか、被害者の人数そして被害の内実はいかなるものだったか。不義の歴史の真相について、まるで集团的記憶喪失をしたかのように、台湾社会は追及をしていない。

真相はすべて闇のままとなった。南アのような「真相と和解委員会（*committee for truth and reconciliation*）」の設立も元凶の究明もなかった³⁰。もちろん加害者・被害者・コミュニティ三者の和解などある由もない。政府はただ空疎な謝罪をし、国民の税金を使って被害者に支払って、それで終わりである。その結果、かつての不義の共犯構造のメンバーたち（この文脈においては、馬政権を指している）は、その政治生命を失うどころか、巻き返しすら果たしたのだ。しかも、TJ = *Transitional Justice* が果たされなかった代わりに、*Transitional Injustice* = TI——つまり、進化し変貌した不義が、より識別しにくい形で再来したわけである。

TJ—RJ 理念の成果の一つとして、国民国家の範疇をこえて人道違反などの国家犯罪を国際法の普遍的管轄権下に収めた、という点がある。しかし TJ への怠惰、及びその結果としての旧政権の巻き返しを背景に、馬政権は、すべての尊い普遍的価値をパロディと化し、実行不能のものとし、空洞化させた。そして TJ—RJ 理念を TI とすり替え、しかもその際、国民が不義を識別することもますます困難となった。TI は中国や北朝鮮のように「国際世論」「国際人

30 Desmond Mpilo Tutu 元南アフリカ大司教の名著 *No Future without Forgiveness* (Doubleday, 1999) が台湾で翻訳されたにもかかわらずである。

権基準」に敏感に、時として逆ギレまでしたような「クラシック」な反応はしない。それどころか、TIは至って謙遜で、あらゆる国際人権組織に参加の意欲を示し、国際人権規約を喜んで調印、批准し、人権理念をいつも口ずさんでいる。しかしながら、TIはそれと同時に、清算されるべく昔の共犯構造をそのまま維持しているため、政権の再獲得を果たせたゆえんである。TIはいわく：

「我々は国民主権の国家だ。そしてわれわれの国民は投票をもって政府にこう命令する。われわれはこんなにたくさんの権利なぞいらぬ。こんなに偉大なる価値もいらぬ。われわれが求めるのは快樂と消費だ。」

この論法の行く末は次のようになる。政府が国民の人権を侵すのではなく、国民の要求に答えるため、政府が仕方なく国民の権利を制限しただけだ。さもないと国民自らその権利を放棄しただけだ。この際TIはうそをいってはいない。なぜなら政府は百パーセント民意に服従する。しかし民意は権利を拒絶し、権利にうんざりと思ひ、権利を恐れるため、われわれに選挙で勝たせ政権を持たせそしてかれらの権利のカセ、権利の桎梏を取り除かせろと命じた。責任感のあるわれら政府は民意にしたがうしかないのだ、と。

完璧な三段論法ではないか。デリダなみの脱構築ぶりとすらいえよう。ちなみにTI路線をとった(馬)政権は、「天下をとる」という帝國的な志などは持ち合わせていない。逆に持たないからこそ、自分なりの統治テキスト(governance text)も持ち合わせていない、あるいは必要としない。それゆえこの類いの政権は本物の帝国(資本帝国にしる政治帝国にしる)には特に弱い。台湾のTI現政権はアガンベンやネグリが告発したアメリカのような法律・資本帝国にも弱い、何より一番弱いのは「例外状態が常態」の中国帝国に対してである。そのため、TI国家は国内ではやさしい始皇帝と人権重視のヒットラーを扮じつつ、国外では本物の始皇帝やヒットラーにいつでも忠誠を誓う姿勢を用意している。

以上は TJ — RJ 理念のアンチ・テーゼ、すなわち TI の論理である。話を現状に戻すと、実際、馬英九氏が総統に就任してから、「台湾死刑廃止連盟」(TAEDP) はつねに死刑執行の再開を危惧してやまなかった。馬氏が口先ばかりの政治屋だからではなく(人によってはそれも原因の一つとなるが)、すべての尊い普遍的価値をパロディと化し、実行不能にし、空洞化する稀に見る名手だからである。蒋介石親子、毛澤東、鄧小平、胡錦濤、リー・クアンユーら、かつて華人世界に現れた前近代的政治リーダーと違って、馬英九氏は人権等の進歩的諸価値への反感や抵抗を微塵も見せず、それどころか人権擁護をなんら躊躇なく国民に公約をした。ただし、一旦政権を手にとると、それらの価値を平然と破り、なんら恥じらいもなくそれを踏みにじった。いわゆる中心思想や信念のない全く新しいタイプの政治家である。彼にとってカール・シュミットのような紆余曲折な例外状態論は不要であり、その気さえあれば日々例外状態でありうる。なによりも彼のもつ権力の正当性は独裁制によらずして民主投票制によるものだからである。

このような斬新なる政権だから、2010 年の死刑執行再開や「世論」を理由にした死刑への固執など、驚くに値しないかもしれない。しかしその偽善ぶりが及ぼした影響は看過できないものである。それは去る 2012 年に起きた、台湾の市民社会内部の「死刑廃止反対総決起」事件だった³¹。死刑廃止の提案に反対するため、多くの市民たちが集結してデモをしネット上で意見を表明した。一時、「殺人犯に人権などない」「殺せ」から「死刑廃止論のお前らの家族を殺すぞ」という死刑廃止論者の全人格を否定するような罵声が台湾の社会の至る所に聞こえた。そして政府もマスコミもそれを大いに利用した。筆者の知って

31 台湾における新しい死刑賛成の動きについては「反・反死刑連盟」のウェブサイトを一見する価値がある。理性的討論よりポピュリズムが先立つ点が日本社会と類似しているが、あらゆる「進歩的」市民運動が常用する実践のやり方を、この連盟も全部取り入れていることが特徴だ。まさに TI の市民版である。TI の影響力が絶大ということ、彼らは証明した。<http://blogs.myoops.org/lucifer.php?blog=5&s=%E6%AD%BB%E5%88%91&paged=2>

いる限り、日本では、いわゆる「人権派」という呼び方は必ずしもポジティブな意味をもたない。むしろ「人権気遣い」を匂わせる用語でもあるのだが、これまでの台湾にはこうした現象はなかった。TIの論理は実に実用的である。

おもえば台湾の歴史の中では、1980年代から2004年にかけての時代は、経済が高度に成長し、政治の民主化を成し遂げ、社会力も解放され始めた。そのため、当時の市民社会は自信過剰で、とりわけ世界中のあらゆる普遍的、進歩的な諸価値——たとえば人権理念を、歓迎こそすれ疑いなどはしなかった。TJ、RJ、死刑廃止の理念もその脈絡で、理性的弁論はあったが悪意に満ちた罵詈雑言はあまりなかった。あったとしても改革される側にたつ政治屋かマスコミが発したことだった。しかし去年の事件は、ある意味では、台湾市民社会の自信喪失や将来への強い不安から生じた精神的墮落であるかもしれない。長い不況、政府施政のでたらめさ、および人権小国中国への急傾斜などを生じさせた人権一般の後退が、人々をかつて信じて疑わない「大いなる物語 (grand narrative) = 民主人権」から遠のけたのかもしれない。

終わりに

小説家アナトール・フランスの短篇小説『クランクビーユ』の中に、「不幸が人を悪意に満ちたものにした」という意味の部分がある。これはまさに台湾の現状にぴったり合う描写である。われわれ台湾人は、過去の歴史的不正義を清算しきれず、TJ、RJの貫徹を怠ったため、いまや1980年代以前のレベルに逆戻りしたのである。みな同様に不幸に感じ、そして同様に不幸の原因を知らず、そして突き止めようとしなかった。ゆえに悪意に満ちた人間となった。ゆえに愚民、暴民になってもその自覚がなかった。

TIの論理がもたらした闇黒の時代が、もうそこまできているという予感がある。あるいはもう来ているのかもしれない。意志的には楽観的だが知的には悲観的な筆者は、これからのTI時代を、固唾を呑んで見守り続けるほかない。